

呉市重度心身障害者医療費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者に対し医療費の一部を支給することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(対象者)

第3条 この要綱により、医療費の支給を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、**呉市の区域内に住所を有する者**であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者（同法第116条の2に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、呉市の区域外に住所を有することとなった者を含む。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の被保険者（同法第55条に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、又は同法第55条の2に規定する国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受け、広島県の区域外に住所を有することとなった者を含む。）又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級、2級又は3級であるもの
- (2) 昭和49年1月30日付け福祉第308号広島県民生部長通知に基づく療育手帳交付要綱により療育手帳の交付を受けている者で、当該療育手帳に記載されている障害の程度が○A、A又は○Bであるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者
- (2) **前年の所得**（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する**同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数**に依りて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超える者。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者はこの限りでない。

- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として生計を維持するもの（以下「扶養義務者等」という。）の前年の所得が、当該扶養義務者等の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第2条第2項に規定する額以上である者。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者はこの限りでない。
- (4) 国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、呉市の区域内に住所を有することとなったもの
- (5) 高齢者医療確保法の被保険者で、同法第55条に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、又は同法第55条の2に規定する国民健康保険法第116条の2の規定の適用を受け、呉市の区域内に住所を有することとなったもの
- (6) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者医療確保法第50条第2号に規定する政令で定める程度の障害の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定により一般疾病医療費の支給を受けることができる者
（受給資格の認定）

第4条 この要綱による医療費（以下「重度障害者医療費」という。）の支給を受けようとする者は、あらかじめ重度障害者医療費受給者証交付申請書を市長に提出し、受給資格の認定を受けなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる書類を当該申請書に添付しなければならない。

- (1) その者がその年の1月1日において他の市町村に住所を有していたとき その者の前年の所得額（その者が旧施行令第6条の2第2項第1号から第3号までの規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに扶養親族等の有無及び数についての当該市町村長の証明書
 - (2) その者が前条第2項第2号の規定に該当しない場合において、扶養義務者等がその年の1月1日において他の市町村に住所を有していたとき 扶養義務者等の前年の所得額（扶養義務者等が旧施行令第6条の2第2項第1号から第3号までの規定に該当するときは、前年の所得の額及び当該各号に掲げる額）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに扶養親族等の有無及び数についての当該市町村長の証明書
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、適当と認めた者については重度障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付し、不適当と認めた者については重度障害者医療費受給資格非該当通知書によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項並びに前条第2項第2号及び第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(医療費の支給)

第5条 市長は、受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者医療確保法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その者に対し、その満たない額に相当する額から次に掲げる額を控除した額を医療費として支給する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合は、当該給付に相当する額

(2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額

(3) 次条の規定による一部負担金に相当する額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の療養に要する費用の額の算定方法の例（高齢者医療確保法の場合は同法の療養の給付に関する基準）により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(一部負担金)

第6条 受給者は、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関（以下この項において「保険医療機関」という。）若しくは保険薬局（以下この項において「保険薬局」という。）又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下これらを総称して「保険医療機関等」という。）で医療又は指定訪問看護（以下「医療等」という。）を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき200円（国民健康保険法、高齢者医療確保法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が200円に満たない場合は、当該満たない額。第3項において同じ。）を一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより、当該保険医療機関外の保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、保険医療機関等において、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に掲げる回数の一部負担金を同一月に支払ったときは、前項の規定にかかわらず、当該月のその後の期間内においては、当該保険医療機関等において医療等を受けるとき、一部負担金を支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合 14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、は

り師免許若しくはきゅう師免許を受けた者による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき200円を一部負担金として支払うものとする。ただし、同一月

に同一施術所において一部負担金の支払を4回行ったときは、当該月のその後の期間内に当該施術所において施術を受ける際は、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 市長は、受給者が保険医療機関等で医療等を受けた場合には、当該保険医療機関等の請求に基づき、重度障害者医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療等に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、受給者が広島県外の保険医療機関等で医療等を受けたときその他第1項の方法によりがたいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、当該受給者に対し重度障害者医療費を直接支給することができる。

4 前項の規定による重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、重度障害者医療費支給申請書に支払った費用に係る領収証書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(受給者証の有効期限等)

第8条 受給者証の有効期限は、毎年7月31日とし、8月1日に更新するものとする。ただし、当該有効期限前に対象者でなくなることが明らかであるときは、対象者でなくなる日の前日を有効期限とする。

2 市長は、前項に規定する受給者証の更新に当たっては、公簿等で受給資格を確認し、適当と認めた者については新たな受給者証を交付し、不適当と認めた者については重度障害者医療費受給資格喪失通知書によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、公簿等で受給資格が確認できない者については、その事実を明らかにする書類を提出させるものとする。

4 受給者は、受給者証の有効期限が到来したときは、当該受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第9条 受給者は、受給者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、重度障害者医療費受給者証再交付申請書を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。

2 受給者証を破損し、又は汚損した場合において、前項に規定する申請書を提出するときは、当該受給者証をこれに添えなければならない。

3 受給者は、受給者証を紛失したため再交付を受けた場合において、紛失した受給者証を発見したときは、当該発見した受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第10条 受給者は、氏名、住所又は加入医療保険等受給資格の内容に変更を生じ

たときは、重度障害者医療費受給資格者変更届に受給者証を添えて市長に届け出なければならない。

(資格喪失の届出)

第11条 受給者は、国民健康保険法第6条第6号若しくは第8号の規定に該当することとなったとき又は市の区域内に居住地を有しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(死亡の届出)

第12条 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、速やかに市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(医療費の返還)

第13条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その価値の限度において、重度障害者医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の手段により重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第14条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(帳票の様式)

第15条 この要綱の施行に関し必要な帳票の様式は、別に定める。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、昭和48年10月1日から施行する。

2 昭和48年4月1日から施行した、呉市重度心身障害児(者)医療費公費負担制度要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係るこの要綱による改正前の重度心身障害者医療費支給要綱による医療費助成については、なお、従前の例による。

付 則

この要綱は、昭和61年7月21日から施行し、改正後の呉市重度心身障害者医療費支給要綱の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る改正前の呉市重度心身障害者医療費支給要綱による医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の呉市重度心身障害者医療費支給要綱（以下「新要綱」という。）第5条及び第6条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療等について適用し、施行日以前に行われた医療等については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成20年7月31日までの間における新要綱第6条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「200円」とあるのは、「100円」とする。
- 4 呉市重度心身障害者医療費支給要綱施行細則（昭和48年10月1日施行）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療に係る改正前の呉市重度心身障害者医療費支給要綱による医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成20年7月31日までの間、改正後の第3条第1項の規定の適用については、平成20年3月31日において受給者証の交付を受けている者（国民健康保険法の被保険者であって、同法第116条の2に規定する病院その他の施設への入院、入所等により、呉市の区域外に住所を有することとなったものに限る。）であって、施行日以後に高齢者医療確保法の被保険者となったものは、対象者とみなす。
- 4 施行日から平成20年7月31日までの間、平成20年3月31日において受給者証の交付を受けている者については、改正後の第3条第2項第6号の規定は、適用しない。

付 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に重度障害者医療費受給者証交付申請書の提出を受け、受給資格を施行日前に遡及認定する場合は、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成30年1月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に重度障害者医療費受給者証交付申請書の提出を受け、受給資格を施行日前に遡及認定する場合は、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年9月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に重度障害者医療費受給者証交付申請書の提出を受け、受給資格を施行日前に遡及認定する場合は、なお従前の例による。